

介護保険法改正案について慎重審議を求める要望書

参議院議員各位

ケア社会をつくる会

5月26日、衆議院本会議にて「社会福祉法改正案」は賛成多数をもって可決、今後参議院での審議にゆだねられます。衆議院厚生労働委員会ではたった4日でこの「束ね法案」を審議終了しましたが、この中には、今後ピークを迎える超高齢社会を支える介護保険法改正案をはじめ、重要な法案が詰め込まれております。本来なら「束ね」でなく一法案ごとに審議すべきですが、良識の府である参議院におきましては、せめて十分な時間をとって国民だれもが納得できる審議をされることを強く求めます。

特に今回は、介護保険制度の根幹である給付の権利を奪う条項が含まれます。介護現場では介護職員不足にあえぎ人手不足倒産が起きる事態にもかかわらず、その解消策は示されていません。増え続ける認知症のある人、独居、老老世帯に対する有効な施策も見当たりません。

「ケア社会をつくる会」は今回、介護保険法案の改正に絞り、以下の点を強く要望するものです。慎重な審議のうえ、必要な修正を加えられますことを強く要望いたします。

1. 人口減少地域に対する特定地域サービスの新設は、介護保険の本旨である社会保険から外れた自治体による「事業」を拡大するものです。居住する地域により、社会保険の基本である要介護、要支援認定後のサービス給付の権利を奪われることになり、制度の根幹にふれる改正です。また人員配置基準の緩和が認められていますが、これも居住する地域によってサービスが異なる結果を生み、介護サービスの質の公平性を揺るがすものです。

一部の大都市圏を除き、今や日本国中が「人口減少地域」と言えます。この特定サービスが創設されることで、介護保険被保険者の給付を受ける権利が奪われることは「国家的保険詐欺」と言わざるをえません。制定時からの基本である「要介護・要支援認定者に対する給付」を守ってください。

2. 住宅型有料老人ホームなどの一部を登録施設介護とする法案は、登録施設介護（介護予防）におけるケアマネジメントの有料化を進めるものとなっています。登録施設に対し、サービス給付は居宅サービス扱いのまま、ケアマネジメントは介護施設類似だからと有料にするというのは、これまで当該施設を「住宅」相当と見なしてきた政府の見解と明らかに矛盾します。

しかもこの対象となる登録型施設の基準は、いまだ示されていません。今後、国会審議によらない政省令で決定されることになり、法律の対象が定められないまま法案を通す形になります。さらに、この有料化が今後、ケアマネジメント全体に及ぶ先駆けになることを危惧します。よってこの削除を求めます。

3. 介護支援専門員に研修が義務付けられます。WEBによる受講や研修時を勤務扱いとすること等々、評判が悪かった更新制度の廃止については歓迎します。にもかかわらず、研修が義務となり、未受講に対しては業務を1年間停止するという強いペナルティが課せられます。看護師法や医師法では研修受講は努力義務と位置付けられていますから、居宅介護支援専門員の研修についても努力義務にとどめるべきです。

4. 今回は2024年1月施行の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（認知症基本法）後、初の介護保険法改正であり、法の精神を実現する施策が示されることを期待していました。しかしすべての改正に具体的な対策はみられません。認知症がある人が安心して介護サービスを受けられるよう、法案の見直しを行ってください。

以上